

【抵当権に基づく物上代位】(教科書200～210頁)

ポイント18 物上代位とは何か。どういう場面で問題になるのか。

ポイント19 抵当権に基づく物上代位の目的物(通常は目的債権)として認めるべきか否かに対立があるのはどういうものか。どういう点で見解が対立しているか。

ポイント20 物上代位の行使には「払渡又ハ引渡」前に差押えを要するが(372条→304条1項ただし書)、この差押えが必要な理由について、どういう見解が対立しているか。

ポイント21 賃料債権に対する物上代位は、それ以外の物上代位とどこが違うか。また、それが近年にわかに注目を集めてきたのはどういう理由か。

ポイント22 賃料債権に対する物上代位にはどのような批判があるか。

ポイント23 賃料債権に対する物上代位では、どのような点が主として争いになり、それはどのように解決されているか。簡単に説明しなさい。

1 物上代位の意義と根拠 —— 価値権説と特権説(物権説)の古典的対立と近時の傾向

2 物上代位の目的物(目的債権)

- ・ 損害賠償債権
- ・ 保険金債権
- ・ 売買代金債権? ←→ 抵当権の「追及効」。
- ・ 買戻代金債権に物上代位を認めないと抵当権は解除権の遡及効で単純消滅。

3 物上代位の要件 —— 「払渡又ハ引渡」前の差押えの意義

4 賃料債権に対する物上代位

- (1) 背景
- (2) 批判(理論的批判と実際の弊害)と様々な限定的解釈
- (3) 判例における紛争類型と解決
 - ・ 賃料債権に対する物上代位と一般債権者の差押えの優劣
最一小判平10年3月26日民集52巻2号483頁
 - ・ 賃料債権の包括譲渡と物上代位の優劣
最二小判平10年1月30日民集52巻1号1頁
 - ・ 転賃料債権に対する物上代位の可否
最二小決平12年4月14日民集54巻4号1552頁
 - ・ 賃料債権に対する物上代位と賃借人の相殺の優劣
最三小判平13年3月13日民集52巻2号363頁

【**抵当権に基づく収益執行**】（田高・法教274号81頁、補遺1～2頁）

ポイント24 抵当権に基づく収益執行が必要とされた理由は何か。

ポイント25 改正法の特徴を簡単に説明しなさい。

ポイント26 改正法に残る課題を簡単に説明しなさい。

1 収益執行制度導入の理由

- ①賃料債権に対する物上代位の問題性と限界
- ②管理人を通じた占有による執行妨害の排除

2 改正法の概要と特徴

- ①実体法上の根拠の整理と果実の統一的把握
- ②独立の執行手続としての性格付け
- ③強制管理規定の準用
- ④賃料債権に対する物上代位手続の存続

3 改正法の課題

- ①抵当権の本質論への影響
- ②賃料債権に対する物上代位の問題性の温存
- ③収益執行の利用見込み

【参考文献】

松岡久和ほか「物上代位」鎌田薫ほか編『民事法Ⅱ』（日本評論社、2005年）63頁以下
：法科大学院の教材を念頭においた解説なので、やや程度は高いが、実体法学者・手続法学者の双方から解説がされているほか、実務家からのコメントも加わって、重層的・複合的な解説になっている。